

## 法人税・所得税における減価償却資産との比較

法人税・所得税との取扱いを比較すると、評価方法に次のような違いがあります。

項 目	法人税・所得税	固定資産税（償却資産）
減価償却の期間	事業年度	歴年（賦課期日1月1日現在）
減価償却の方法	平成19年3月31日までに取得した資産 旧定率法または旧定額法 平成19年4月1日以降に取得した資産 定率法または定額法	旧定率法（評価額） * 算出方法は11頁参照
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認める	認めない（* 参照）
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認める	認めない（** 参照）
増加償却（*** 参照）（所得税・法人税）	認める	認める
評価額の最低限度	1円（備忘価格）	取得価額の100分の5（評価額）

\* 固定資産税においては資産の正常な価格を基に評価するため、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮した（補助金等を除いた）ものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

\*\* 固定資産税における償却資産の評価は、財産課税として

の適正な時価を求めることにあるため、租税特別措置法等による特例（特別償却等）は認められていません。

\* \* \* 増加償却とは次のような場合に、所轄税務署長の承認により適用されます。

- ・ 使用時間が所有者の事業の通常のエconomic事情における当該資産の平均的な使用時間を超えるため損耗が著しい場合
- ・ 技術の進歩その他の理由によりその資産が旧式化し、経済的に使用することが不可能になった場合
- ・ 上記に準ずる特別の事情が生じた場合